

教育実習は実習校・園の協力のもと、実際の教育現場で定められた期間の実習を受講し、単位を修得するものです。以下に教育実習に係る基本的な事項を掲載します。教育実習の詳細および実際の受講に係る事務手続きなどについては、履修登録後に配付する「**教育実習のしおり**」に掲載します。本要覧と併せて熟読のうえ、教育実習受講までの流れをしっかりと把握し、学修計画を立ててください。

■ 単位の構成

教育実習の単位は事前指導、現場実習、事後指導により構成されています。

■ 事前指導

4月、8月（夏期スクーリング中）、10月～11月、2月（小学校のみ）に実施するいずれかの事前指導を受講してください。事前指導受講にあたっては以下に注意してください。

- ① 日程および事前指導受講申込に係る詳細は「Web TAMA」のカテゴリ「教職関連（実習・介護・求人）」または「玉川通信」に掲載します。
- ② 事前指導は実習直前の受講が望まれますが、受講後でなければ教育実習受講申込手続きも開始できませんので、実習受講開始時期を考慮したうえで事前指導受講時期を検討してください。
- ③ 編入学生は入学年次より受講できます。1年次入学生は2年生以上でなければ受講できません。
- ④ 事前指導の受講は在学期間中においてのみ有効です。受講済みであっても教育実習を未修得のまま学籍を離れ、再入学した場合にはあらためて受講が必要になります。

■ 現場実習

① 幼稚園・小学校・高等学校の教育実習の場合

- 教育実習期間4週間の場合**連続18日～20日間以上**が必要です。
- 教育実習期間2週間の場合**連続8日～10日間以上**が必要です。

② 中学校の教育実習3週間の場合**連続15日間以上**が必要です。

（中学校の教育実習の場合3週間の教育実習を持って、4単位とするため教育実習期間は必ず15日間以上になるようにしてください。）

詳細については「**教育実習のしおり**」を確認してください。

■ 事後指導

教育実習日誌（事後レポートを含む）、学習指導案、実習校・園評価済みの評価票など、事後提出物を大学に提出してください。事後提出物について本学教育実習担当指導教員が評価を行い、添削済みの教育実習日誌などの返却をもって、教育実習の単位認定とします。

※本学教育実習担当指導教員により個人面接指導を行う場合があります。



現場実習の日数について